

平成25年1月29日

平成23年（行ウ）17号／18号

原告 前川盛治ほか274名／原告 前川盛治ほか120名

被告 沖縄県知事仲井間弘多／被告 沖縄市市長東門美津子

那覇地方裁判所 御中

証拠説明書（甲B85～88関係）

原告ら訴訟代理人弁護士 横江 崇

号証	証拠の標目	原・写	作成日	作成者	立証趣旨
甲B85	意見書	原本	2012年 (H24)8 月15日	法政大学 法学部教 授五十嵐 敬喜	経済的合理性の判断基準に関する考察（本件泡瀬干潟の開発は、裁量逸脱であり違法であること）
甲B86	行政機関が行う政策の評価に関する法律	写し	平成13 年法律 第86号		行政機関は、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこと等、行政機関が行う政策評価について。
甲B87	行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令	写し	平成13 年政令 第323 号		同上。
甲B88	内閣府本府政策評価基本計画	写し	H23年4 月1日	内閣総理 大臣決定	政策評価の実施にあたっては、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性、関係部局間の連携、他の評価スキームとの連携、政策評価

					の政策への反映などを判断基準とすべきこと。
--	--	--	--	--	-----------------------